

令和元年度 事務事業評価シート

事務事業名		要保護児童支援ネットワーク					所管	区民部 子ども家庭支援センター			
事務事業の概要	行政計画	事業NO.	18	計画事業名	児童虐待防止体制の強化			事業の開始・終了年度			
	長期総合計画体系	[基本目標] あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現 [施策] 3 配慮を要する子供・若者や家庭への支援					[事業開始] 平成13年度 [終了予定] - 年度				
	根拠法令等	法令(義務)	〔法令等名〕			児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童虐待防止法、台東区要保護児童支援ネットワーク設置要綱					
	事業対象	直接の対象 : 0～18歳未満の虐待などの要保護児童及び家庭 最終的な対象 : 同上									
	事業目的	児童虐待や不登校、非行、心身に障害がある子供や養育が困難な家庭などの要保護児童及びその保護者に対して、台東区要保護児童支援ネットワークを設置し、関係機関との緊密な連携をすることにより支援する。									
	事業内容 [H30年度]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台東区要保護児童支援ネットワークの運営(代表者会議等、要保護児童・家庭に対する相談支援等)</li> <li>・「子どもを守る地域ネットワーク巡回支援」事業を実施</li> <li>・児童虐待防止・要保護児童等に関する啓発活動の実施</li> <li>・子育てに悩む親を対象としたグループカウンセリングの実施</li> <li>・養育家庭体験発表会、講演会の実施</li> <li>・虐待通告等の受付窓口である「24時間受付電話」の設置運営</li> </ul>									
	委託の有無	一部委託	委託内容			24時間受付電話の夜間・休日受付の委託					
	補助金の有無	国・都									
事務事業の実績	種別	指標の名称	単位	R2年度	H28年度	H29年度	H30年度				
				目標値	実績	実績	実績	目標値	達成率		
	活動指標	関係者会議で検討したケース数	件	増大	1,462	3,755	899	1,500	59.9%		
	成果指標	要保護児童数	人	減少	460	430	428	減少	-		
		新規養護相談(虐待等)件数	件	1,200	969	1,084	1,226	900	136.2%		
	決算額 (単位:千円)				H28年度	H29年度	H30年度				
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)				57,937	69,215	89,015			
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)				1,745	716	2,492			
		その他のコスト(扶助費・補助費など)				2,149	2,116	1,934			
		総経費				61,831	72,047	93,441			
財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)				0	0	0				
	その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)				10,754	18,689	11,574				
	一般財源(区負担額)				51,077	53,358	81,867				
課題及び今後の進め方	本区の児童虐待・養育困難に関する新規相談件数は、近年増加傾向にある。この状況に対し、専門相談員の増員や施設整備による子ども家庭支援センターの相談支援体制の充実と、東京都や警察署等関係機関との連携強化により児童虐待への対応を強化する。また、虐待予防推進事業により児童虐待の未然防止を推進する。										
評価の視点	評価	評価の理由									
	必要性	4	本事業は、児童福祉法等関係法令に基づき実施している。また、児童虐待は発生予防から児童の自立支援に至るまで、迅速かつ連続した対応が必要であり本事業の必要性は高い。								
	効率性	3	巡回支援事業の実施により、関係機関からのリスクのある家庭の情報提供が増え、迅速に適切な支援につながるなど効率性は向上している。新規開設保育所等、訪問する関係機関が増加する中、更に効率性を高めるには、職員の専門性を高め、人員体制を強化することが必要である。								
	手段の適切性	4	虐待相談への対応や関係機関との情報交換などを関係法令に基づいた共通のマニュアルやガイドラインに沿って行うことで適切に対応している。								
目的達成度	4	新規相談数は増加しているものの、要保護児童数はやや減少した。虐待事案への早期対応と、関係機関と連携し、きめ細かく対応していることにより効果がでている。									
[総合評価] ※上記4つの視点を踏まえ、事業全体を評価。区民生活への影響を十分考慮すること。						今後の方向性					
平成30年度は、巡回支援事業の実施により要保護児童の早期発見に努めた。昨年度、国が「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を定め、区市町村における相談支援体制の強化を図るなど、地域における支援・相談体制の更なる強化と専門性の向上が急務となっている。そのため、子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、虐待防止の啓発や予防支援に取り組んでいく。						拡大		拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了			